平成２７年（フ）第１号
長野県佐久市中込3497番地17
債務者　宮原　幸恵（旧姓篭橋）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第４１４６号
東京都東久留米市幸町４丁目16―13―202
債務者　福田　工子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１６７号
東京都荒川区南千住７丁目23―18―504
債務者　宮藤　彩美
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８５号
東京都調布市上石原１丁目38番地５センチュリー上石原15号館103
債務者　根井美恵子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５７０号
横浜市金沢区瀬戸８番10号
債務者　秋葉まゆみ
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８５号
横浜市旭区左近山1186番地５　左近山団地８街区３棟404号
債務者　今井　好則
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５９号
静岡県袋井市中新田434番地
債務者　浅山　理恵
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５８０号
神奈川県茅ヶ崎市本村２丁目７番１号
債務者　三浦　豊
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１９１９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲409番地２
破産者　元岡　繁
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３３号
埼玉県越谷市蒲生茜町７番地７　東豪興業ビル706
破産者　加藤　一久
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
埼玉県越谷市瓦曽根３丁目４番３号　越谷レジデンス308号
破産者　大江　一夫
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１８０９号
名古屋市名東区引山１丁目1005番地　サンリバーＫ301号
破産者　みちあかりこと　住田まり子
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３１号
広島市佐伯区利松３丁目13番８－７号
破産者　西　俊子
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４号
広島県東広島市高屋町白市421番地４
破産者　渡邉　隆夫
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５８号
福岡市西区福重５丁目21番18―102号、前住所福岡市早良区藤崎２丁目２番20―405号
破産者　朱雀　一史
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５号
秋田県男鹿市船川港船川字栄町６番地２
破産者　伊藤　晋
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部